基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年九月二十五日を基準日と定め、同日最終株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十七日

宮崎市祇園一丁目一一七番地

宮崎ジーワイタイヤ株式会社

代表取締役　福井　芳文

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年九月二十五日を基準日と定め、同日最終株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十七日

宮崎市祇園一丁目一一七番地

Jネットレンタカー宮崎株式会社

代表取締役　福井　芳文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十七日

東京都新宿区新宿二丁目三番一〇号新宿御苑ビル五階　ソーシャルワイヤー株式会社

代表取締役　矢田　峰之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十七日

京都市中京区夷川通柳馬場西入六丁目二六四番地の一　株式会社豆政

代表取締役　角田　潤哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十七日

千葉県長生郡長柄町山之郷七五四番地三二

株式会社千葉国際カントリークラブ

代表取締役　武田　清久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十七日

東京都新宿区新宿二丁目三番一〇号新宿御苑ビル五階　ソーシャルワイヤー株式会社

代表取締役　矢田　峰之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十七日

神戸市東灘区魚崎浜町二七番地の一四

神東建設工業株式会社

代表取締役　山根　幸夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月十七日

新潟県南魚沼市浦佐五八五七番地一

桐生工業株式会社

代表取締役　桐生　俊彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である五島賢哉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十七日

東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号MG目黒駅前

Commtech Asia (Japan) Limited

日本における代表者　五島　賢哉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三根健一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

KOUT Investment Holdings Pte. Ltd.

日本における代表者　三根　健一

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市久里浜四丁目七番、最後の住所埼玉県越谷市千間台西二丁目四番地六越谷北病院内　被相続人　亡　富岡　直良

右被相続人は平成二十七年五月六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月四日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

埼玉県川口市青木一丁目一八番五―六一四号　相続財産管理人　鶴田　明子

限定承認公告

本籍兵庫県宝塚市仁川北三丁目一七番地、最後の住所兵庫県宝塚市仁川北三丁目二番一六号　被相続人　亡　椎尾　昌布

右被相続人は平成二十六年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十九日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

大阪市北区天神橋二丁目三番八号MF南森町ビル九階　弁護士法人海星事務所

限定承認者権尾康孝

右代理人弁護士　楠谷　望

限定承認公告

本籍奈良県奈良市三松二丁目一二番、最後の住所奈良県奈良市三松二丁目一二番一―二〇五号　被相続人　亡　長岡　洋

右被相続人は平成二十七年六月八日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

奈良市三松二丁目一二番一―二〇五号

相続財産管理人　長岡　道子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年九月十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年八月十七日

愛知県名古屋市中区錦三丁目二番三二号　株式会社アリア

代表取締役　彦坂　洋介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億二千六百四十万円減少し零円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.公告.jp/1020.html

平成二十七年八月十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

エイコーン・インベストメンツ・ワン特定目的会社　取締役　泉部　充

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金のうち、A号優先出資に係る優先資本金の額を金七十万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年四月二十八日付官報の号外第九十八号一一一頁に掲載されているとおりです。

平成二十七年八月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇上		八	（事前届出を要しない非常災害	（非常災害

二〇ページ上段終りから一八行目は次のとおりの誤り。

附則中第二項から第五項までを削り、第六項中「第五条」を「第四条」に改め、同項を第二項とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十七日付第一八五号六月五日付参会第二四号一二

四ページ●同日付政府調達第一五四号三二ページ●六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）